

佐賀県規則第18号

佐賀県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県食品衛生法施行細則（平成12年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（書類の経由）</p> <p>第2条 法、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「施行令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）並びにこの規則の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、営業の施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長（以下「保健福祉事務所長」という。）を経由して提出しなければならない。</p>	<p>（書類の経由）</p> <p>第2条 法、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「施行令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号）並びにこの規則の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、営業の施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長（以下「保健福祉事務所長」という。）を経由して提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。